



# 平成30年4月から国民健康保険制度が変わります

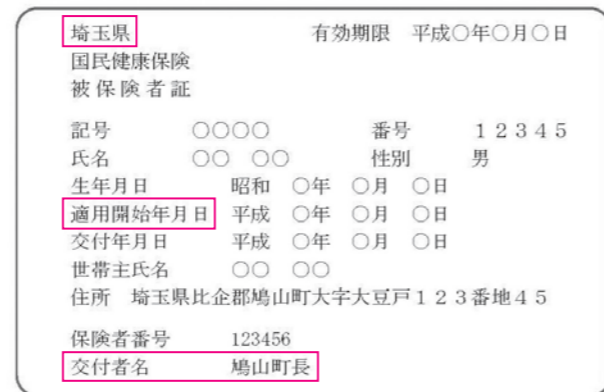
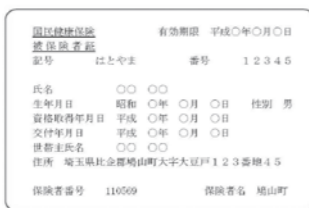
## 埼玉県と市町村が一体となって国保を運営します

### 変わります

皆さまに身近な部分の変更点

#### 被保険者証の様式が変わります

平成30年4月以降、各市町村が順次切り替えを行います。鳩山町では一斉更新に合わせて、平成30年10月1日から新しい様式の被保険者証を交付します。現在お手持にある被保険者証は平成30年4月以降も、有効期限まではそのまま使用することができます。



※赤枠部分が変更(画像はイメージです)

#### 高額療養費の多数回該当の算定方法が変わります

高額療養費の多数回該当は、過去12か月以内に高額療養費の支給が4回(月)以上ある場合に自己負担額が引き下げられる制度です。

これまでは他市町村へ転居した場合、改めて1回目か

らカウントされていましたが、平成30年度以降は県内での転居で世帯の継続性が保たれている場合に限り、平成30年4月以降の療養において発生した前住所地の高額療養費の多数回該当のカウントが引き継がれます。

### 変わりません

#### 国民健康保険税率は変わりません

平成30年度から各市町村は県が請求する納付金を支払うようになりますが、これを支払うためにほとんどの市町村で保険税率の見直しがされる予定です。

鳩山町では、平成30年度の制度改正に先駆け、皆さまのご理解・ご協力をいただき、平成29年度に保険税率の引き上げを行いましたので、平成30年度は保険税率

の引き上げを行いません。

#### 国保資格の取得・喪失の届出等は引き続き鳩山町役場の窓口で受け付けます

資格の異動や療養費等の保険給付の手続きは、今までと同様に市町村が行います。町民の皆さまが行う各種手続きについて、変更はありません。

#### 医療費・自己負担を安く!

#### ジェネリック医薬品(後発医薬品)の利用を考慮してみませんか

ジェネリック医薬品とは、新薬(先発医薬品)と同じ有効成分で製造された薬のことです。ジェネリック医薬品の品質・有効性・安全性は、新薬と同等であると厚生労働省が認めています。

ジェネリック医薬品を使用することにより、一人ひとりの自己負担や医療保険財政の改善、医療費抑制につながり、医療費支給制度の負担軽減に

つながります。

この機会に、かかりつけ医師や薬剤師にご相談の上、ジェネリック医薬品への切り替えをご検討ください。(すべての薬にジェネリック医薬品があるとは限りません。)

▶問合せ 役場町民課 保険年金担当 ☎ 296-5891



これまで国民健康保険の運営は市町村が行ってききましたが、退職後に加入される方が多い国民健康保険制度では、所得水準が低く医療費水準が高いという状況が続き、財政運営が不安定でした。そこで、平成30年度からは県と共同で運営していくことで、制度の安定化を図ります。

■問合せ 役場町民課 保険年金担当 ☎ 296-5891

平成30年3月まで

医療機関や国保加入者

- ① 保険税の賦課
- ② 保険税の納付
- ③ 保険給付(医療費の支払いや療養費の支給など)
- ④ 保健事業等の実施

鳩山町

平成30年4月から

国保加入者

医療機関や国保加入者

- ① 保険税の賦課
- ② 保険税の納付
- ⑤ 保険給付、医療費の支払いや療養費の支給など
- ⑥ 保健事業等の実施

鳩山町

- ③ 国保事業費納付金の支払い
- ④ 国保保険給付費など交付金の交付

埼玉県

#### 制度改正による効果

##### 効果① 都道府県での保険税(料)負担の公平な支え合い

都道府県内で保険税(料)負担を公平に支え合うため、都道府県が市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じた国保事業費納付金の額を決定し、保険給付に必要な費用を全額、交付金として市町村に対して支払います。これにより、市町村の財政は従来と比べて大きく安定します。

##### 効果② サービスの拡充と保険者機能の強化

広域化により、平成30年度から、同一都道府県内で他の市町村に引っ越した場合でも、引っ越し前と同じ世帯であることが認められるときは、高額療養費の上限額支払い回数のカウントが通算され、経済的な負担が軽減されます。